

議案第3号

柿野橋架替工事（上部工）請負契約の変更について

柿野橋架替工事（上部工）について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大口町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 柿野橋架替工事（上部工） |
| 2 工 期 | 変更前
令和2年6月26日から令和3年3月12日まで
変更後
令和2年6月26日から令和3年3月31日まで |
| 3 契約の相手方 | 丹羽郡大口町さつきヶ丘二丁目238番地
丸周建設株式会社
代表取締役 近藤 義則 |

令和3年3月2日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、柿野橋架替工事（上部工）の工期を変更するため必要があるからである。